

令和5年7月

第2回

会議議事録

議長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 小櫃 敏文

川口市農業委員会事務局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主任	係
令和5年7月27日 供覧の上、公開して よいか伺います。		合議				
		農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査	事務局主事

第2回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第4号

下記について付議するため、7月26日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎6階602・603中会議室に、第2回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

- 第1号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について
第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
第3号議案 一般社団法人埼玉県農業会議の会員について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1番 森 京子	3番 小櫃 敏文
4番 山岡 佐智子	5番 豊田 満	6番 中田 裕子	7番 中山 憲治
8番 沖田 保	9番 伊藤 勝博	10番 中山 正二	

3 欠席農業委員

2番 飯塚 秀行

4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

5 出席職員

事務局長 池沢 信幸 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 大塚 俊之
書記 村田 智史

6 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、3番 小櫃 敏文委員を指名した。

8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項6について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

9 議案の上程

- (1) 申請の総括
 - 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。
- (2) 第1号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について
 - 1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。
 - 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、植木を栽培し専業農家を営む、安行領家のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」
 - 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、安行中学校から西に500mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した2筆、52㎡でございます。

買取事由発生人は、15歳の頃から年間200日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和4年5月15日に89歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の父で、申請地を含む3,260㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」
 - 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局職員と申請地を確認して参りました。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」
 - 5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく認定した。
- (3) 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。
 - 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、安行領根岸のかたから、木曾呂のかたへの利用権の設定で、農地を貸借する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」
 - 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、イイナパーク川口に隣接する市街化調整区域内の農地で、3筆、計1,159㎡でございます。

貸付人は、農地の管理に苦慮していたため、農地利用最適化推進委員に相談のうえ、川口市農地情報登録制度を利用し、耕作希望者を探していたところ、独立就農をするために農地を探していた借受人と期間5年の賃貸借を行うことで合意し、今回申請に至ったものでございます。

それでは本件について、川口市より農用地利用集積計画案の審議依頼がございましたので、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、借受人の農業に関わる経歴でございますが、23歳の頃から、年間200日程度、いとこが所有する農地において共同経営を行っておりましたが、このたび利用権の設定により農地を賃借し、独立就農を果たすものでございます。

次に、借受人の農業従事状況といたしましては、借受人といとこの2人で年間300日程度

従事しており、利用権設定後は、借受人1人で年間200日程度を見込んでおります。

耕作状況といたしましては、現在、いところ共同経営している3,520.5㎡の市内の農地はすべて耕作されており、ブルーベリー、野菜全般を栽培しております。申請地においても、ラベンダー、ローズマリー、ブルーベリー等の季節の花弁を栽培するというものであり、将来的には公園利用者が観賞や摘み取り体験できる企画を行いたいとのことでございます。

また、申請地に利用権設定の妨げとなる権利者等は存在しません。

以上、従事状況や耕作状況の調査結果から、計画案は本市の基本構想に沿った計画であり、農業経営基盤強化促進法の経過措置に伴う第18条第3項各号の設定要件を満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局職員と申請地を確認して参りました。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

(4) 第3号議案 一般社団法人埼玉県農業会議の会員について

1) 議長は第3号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、内容を次のように説明した。

「本議案は埼玉県農業会議の会員選出についてご審議いただくものですが、ご審議にあたり埼玉県農業会議についてご説明いたします。

先日の研修会でも少し触れましたが、農業委員会組織とは、農業委員会に関する法律に基づいて農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構、全国農業委員会ネットワーク機構の3つの組織が設置されており、そのうちの都道府県農業委員会ネットワーク機構が本日の議案としてご審議いただく埼玉県農業会議でございます。

都道府県農業委員会ネットワーク機構とは、農業委員会ネットワーク業務を行うため、都道府県知事の指定を受けた法人で、都道府県農業会議が指定を受けており、農業委員会相互の連絡調整、農業委員、農地利用最適化推進委員、職員への講習・研修、管内農地情報の収集・整理・提供等の業務を行うのが埼玉県農業会議でございます。

議案をご覧ください。

議案の下段部分、【参考】として記載している一般社団法人埼玉県農業会議定款の第4項「普通会員たる資格を有する者は、この法人の目的及び業務に賛同する個人であって、次に掲げるものとする」とあり、第1号「県内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員」とされておりますことから、本日議案を上程したものでございます。

以上のとおり、一般社団法人埼玉県農業会議の普通会員につきましては、定款により、市町村の農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員となっておりますが、これまで慣例として、会長に埼玉県農業会議の会員をお引き受けいただいておりますことから、引き続き会長を会員として選出することについてご審議たまわりたいと存じます。

説明は以上でございます。」

3) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく、この内容で回答することに決定した。

10 連絡事項

- ・生産緑地の取得のあっせんについて
- ・令和5年度農地基本台帳整備に係る調査及び農作物生産等実態調査について
- ・地域計画について

1 1 閉会

午前 11 時 30 分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第 2 回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和 5 年 7 月 2 6 日

議 長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩